

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（お願い）

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

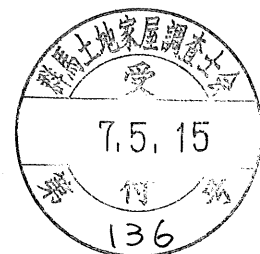
さて、標記については、平成18年8月18日付け日調連発第175号（別添1）をもって通知し、街区基準点が設置された区域においては、分筆等の登記申請に際し、不動産登記規則第77条第1項第8号の趣旨を踏まえ、街区基準点の測量成果を活用する必要があります。この度、国家座標による地積測量図の作成が土地家屋調査士の基本的な姿勢であることから、不動産登記規則第77条第2項に規定される特別の事情における近傍の距離に対する考え方を下記のとおりまとめました。

つきましては、標記について改めて認識いただくとともに、街区基準点の利用を徹底するため、貴会会員へ改めて周知し、指導いただきますようお願いいたします。

なお、街区基準点の平面直角座標の数値については、本年3月28日付け日調連発第381号をもってお知らせした本年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定の影響について、当連合会が入手した情報によれば、平面直角座標への影響は極めて少なく、実務への影響もないことから、計算において標高を使用しない場合は、引き続き街区基準点の測量成果を活用するよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 街区基準点設置区域内における「近傍」（不動産登記規則第77条第2項）の具体的な距離は、街区多角点が約200m間隔で設置されていることを考慮し、対象地より半径200mを標準と解す。
- 2 近傍に街区基準点が存しない、又は点間精度が悪いこと等を理由に街区基準点に基づかない地積測量図を作成する場合には、不動産登記規則第93条調査報告書「09 筆界位置の計測」中「基本三角点等に基づく測量ができない理由」の詳細を記載の上、その範囲を図示した地図等（例示は別添2を参照）を同調査報告書に添付するものとする。
- 3 その他に特別の事情がある場合は、同調査報告書「09 筆界位置の計測」中「基本三角点等に基づく測量ができない理由」を詳細に記載するものとする。



以上